

伊那中央行政組合定数条例

昭和41年12月18日

条例第16号

改正	昭和42年3月29日	条例第22号	昭和45年7月30日	条例第1号
	昭和46年12月25日	条例第3号	昭和49年3月30日	条例第1号
	昭和53年3月25日	条例第1号	昭和53年12月7日	条例第6号
	平成10年4月1日	条例第1号	平成12年3月27日	条例第1号
	平成13年3月29日	条例第1号	平成14年4月1日	条例第1号
	平成14年8月16日	条例第7号	平成15年4月1日	条例第1号
	平成16年4月1日	条例第1号	平成17年4月1日	条例第1号
	平成18年3月28日	条例第2号	平成19年3月27日	条例第2号
	平成21年3月30日	条例第2号	平成24年4月1日	条例第4号
	平成26年4月1日	条例第5号	平成28年12月22日	条例第6号
	平成31年3月28日	条例第1号		

(定義)

第1条 この条例で「職員」とは、組合に常時勤務する地方公務員（雇用人を含み2か月以内の期間を定めて雇用される者を除く。）をいう。

(職員の定数)

第2条 職員の定数は別表に掲げるとおりとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年3月29日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和41年3月1日から適用する。

附 則（昭和45年7月30日条例第1号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 伊那中央保健衛生施設組合条例（昭和40年条例第15号）は、この条例施行日から廃止する。

附 則（昭和46年12月25日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年11月1日から適用する。

附 則（昭和49年3月30日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年3月25日条例第1号）

1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

2 伊那中央保健衛生施設組合隔離病舎設置に関する条例（昭和41年条例第17号）は、この条例施行日から廃止する。

附 則（昭和53年12月7日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年4月1日条例第1号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月27日条例第1号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月29日条例第1号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年4月1日条例第1号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年8月16日条例第7号）

この条例は、平成14年12月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日条例第1号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日条例第1号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日条例第1号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月28日条例第2号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月27日条例第2号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日条例第2号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日条例第4号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日条例第5号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月22日条例第6号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日条例第1号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区 分	職 員
事 務 局	4
衛 生 セ ン タ ー	11
伊 那 中 央 病 院	713
計	728